

## 高知県福祉サービス第三者評価基準

「高知県福祉サービス第三者評価基準」は、原則として国の定めるガイドラインを適用する。  
 なお、令和元年 月 日現在の基準は、下表のとおりとなる。

施設・種別				県の基準とする国のガイドライン	備 考
各施設共通評価基準		種 別			
共通基準	共通評価基準	共通項目		○平成26年4月1日厚生労働省通知 ・雇児発0401第12号 ・社援発0401第33号 ・老発0401第11号	
	公表ガイドライン	/		○平成26年4月1日厚生労働省通知 ・雇児発0401第12号 ・社援発0401第33号 ・老発0401第11号	
	① 保育所	① 保育所		○平成28年3月1日厚生労働省通知 ・雇児発0301第3号 ・社援発0301第2号	
	② 障害者・児施設	② 障害者・児施設		平成29年2月2日厚生労働省通知 ・障発0202第3号 ・社援発0202第6号	
	③ 婦人保護施設	③ 婦人保護施設		平成18年6月13日厚生労働省通知 ・雇児福発第0613002号 ・社援基発第0613001号	
	④ 児童館・放課後児童クラブ	④-1 大型児童館		平成18年8月31日厚生労働省通知 ・雇児育発第0831001号 ・社援基発第0831001号	※児童館については、県で独自に細分化
		④-2 小型児童館・児童センター			
④-3 放課後児童クラブ					
⑤ 高齢者施設	⑤ 高齢者施設		平成29年3月31日厚生労働省通知 ・老発0331第10号 ・社援発0331第18号		
社会的養護施設	① 児童入所施設	①-1 児童養護施設	/		
		①-2 母子生活支援施設			
		①-3 乳児院			
	② 情緒障害児短期治療施設	② 情緒障害児短期治療施設			
	③ 児童自立支援施設	③ 児童自立支援施設			
努力義務	④ 児童自立生活援助事業	④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	平成30年3月30日厚生労働省通知 ・子発0330第8号 ・社援発0330第42号		
	⑤ 小規模住宅型児童養育事業	⑤ 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）			

※社会的養護施設については、全国共通の基準が適用される